

参議院先例録

目次

第一章	国会の称呼	一	頁小目次頁
第二章	召集及び議席	三	一
第一節	召集	三	一
第二節	議席	二	二
第三章	会期、会期の延長及び休会	二	三
第四章	開会式	三	四
第五章	役員	五	六
第一節	議長及び副議長	五	六

目次

一

第一款	議長及び副議長の選挙	五一	六
第二款	議長及び副議長の辞任	八〇	八
第三款	議長席	八三	八
第二節	仮議長	九一	九
第三節	常任委員長	九四	九
第四節	事務総長	一〇	〇
第六章	内閣総理大臣の指名	一五	〇
第七章	議員	二五	二
第一節	応召、当選証書の対照、入場及び紹介	二五	二
第二節	請暇及び欠席	二九	二
第三節	辞職、退職、資格消滅及び除名	三一	三

第四節	逮捕	一三七	一三
第五節	会派及び議員控室	一三九	一四
第六節	障がいを有する議員の円滑な議員活動に資するための措置	一四二	一四
第八章	歳費、立法事務費及び参議院予備金	一四九	一五
第九章	委員会及び調査会	一五三	一五
第一節	委員	一五三	一五
第二節	委員会及び調査会	一六八	一六
第三節	委員会及び調査会の継続審査及び継続調査	一九二	一七
第十章	憲法審査会	一九九	一八
第十一章	情報監視審査会	二〇三	一八

第十二章	議案	二〇七	一九
第一節	議案等の提出	二〇七	一九
第二節	議案等の印刷及び配付	二三八	二一
第三節	議案の付託	二三四	二二
第四節	議案等の撤回及び内閣修正	二四六	二四
第五節	議案の送付、回付、返付及び通知	二五七	二五
第六節	法律等の奏上、送付及び通知	二五九	二五
第十三章	会議	二六五	二六
第一節	議事日程の編成及び報告	二六五	二六
第一款	議事日程の編成	二六五	二六
第二款	議事日程の報告	二八四	二八
第二節	議事に関する協議	二八七	二八

第三節	開議、休憩、延会及び散会	二八八	二九
第一款	開議	二八八	二九
第二款	休憩、延会及び散会	二九六	二九
第四節	定足数	三〇一	三〇
第五節	議題及び議事日程の変更	三〇二	三〇
第一款	議題	三〇二	三〇
第二款	議事日程の変更、追加及び削除	三一	三一
第六節	動議	三一六	三二
第七節	発言	三一八	三二
第八節	発言の取消し及び訂正	三三四	三三
第九節	委員会の審査省略	三四二	三四
第十節	趣旨説明	三四八	三五

第十一節	国会法第五十六条の二の規定による議案の趣旨説明	三五	三五
第十二節	中間報告	三五九	三六
第十三節	委員長報告	三六七	三六
第十四節	少数意見報告	三八〇	三七
第十五節	質疑	三八二	三八
第十六節	討論	三九一	三九
第十七節	修正	四〇一	三九
第十八節	内閣の意見聴取	四〇四	四〇
第十九節	表決	四〇六	四〇
第十四章	国务大臣等	四三五	四三
第十五章	質問	四七五	四六

第一節	文書質問	四七五	四六
第二節	緊急質問	四八〇	四七
第十六章	会議録	四八三	四七
第十七章	請願等	四九三	四八
第一節	請願の提出	四九三	四八
第二節	請願の付託	五〇二	四九
第三節	請願の会議	五〇七	五〇
第四節	請願審査後の処理	五〇九	五〇
第五節	地方議会からの意見書	五一一	五一
第十八章	衆議院との関係	五一三	五一
第十九章	議員の派遣	五四七	五三
第二十章	紀律、警察及び傍聴	五五三	五四

第一節	紀律	五五三	五四
第二節	警察	五六三	五五
第三節	傍聴	五六七	五六
第二十一章	懲罰	五七五	五七
第二十二章	政治倫理	五八七	五八
第二十三章	裁判官弾劾裁判所の裁判員その他の 各種の委員等の選挙	五九一	五八
第二十四章	国会法第三十九条ただし書の規定に よる議決に関する件及び国家公務員 等の任命に関する件	五九七	五九
第二十五章	内閣等からの報告、勸告、意見等	六〇七	五九
第二十六章	参議院の緊急集会	六一三	六〇

第二十七章	参議院公報	六一九	六〇
第二十八章	参議院改革に関する協議	六二一	六一
第二十九章	儀礼	六二九	六一
第一節	慶賀	六二九	六一
第二節	哀弔	六六八	六三
第三節	歓迎	七三五	六五
第四節	祝賀及び感謝決議等	七三九	六五
第五節	議長、副議長及び仮議長の就任の 挨拶等	七五五	六五
第六節	議員の表彰その他	七七〇	六六
第三十章	I P U (列国議会同盟) 等	七八三	六七
第三十一章	国立国会図書館及び法制局	七九一	六七

第三十二章	議員会館及び議員宿舍等	七九五	六七
第一節	議員会館	七九五	六八
第二節	議員宿舍	七九七	六八
第三節	議員用自動車	七九九	六八